3												_ = a = a
		厚生労働省	厚生労働省	文部科学省	財務省	法務省	(政	2		0	0	III
		岸 本 児童虐待防止等総合対策室長	宮 本 年金管理審議官	增 子 高等教育局長	窪 田 大臣官房審議官	金 子 民事局長	府参考人)		深 澤 厚生労働大臣政務官	加出法務大臣政務官	末松。文部科学大臣	石 洋一 君 (立民)

〇金子政府参考人

か、お伺いします。

費についてその負担者、額、支払い期間の終期等

現行民法では、父母が離婚するときは子の養育

お答えいたします。

について協議して定めるけれども、

協議が調わな

それとも、養育というのは契約上のもののみなの

いて民法等による法的な養育の義務を負うのか、

と思うんですけれども、離婚し、子女の養育につ

それで、まず質問です。主に法務省の方になる

談が来ているんですね。

中でバイトができません、離婚した夫に養育費の

歳の大学生を持つシングルマザーです。コロナの

私のところに来た相談ですが、二十二歳、二十

延長を求めたところ却下されたというところで相

大学に行かせる為の養育費も支払うように! 衆議院文部科学委員会議事速報(未定稿)

します。

供を大学に行かせるための養育費についてお伺い

まず、シングルマザーが自分の養育している子

〇白石委員 白石洋一です。

お願いします。

〇義家委員長

次に、白石洋一君

- \Diamond この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発 定稿版で、一般への公開用ではありません。 されるまでの間、審議の参考に供するための 未 行
- \Diamond 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。
- \Diamond 今後、訂正、削除が行われる場合がありますの 受け取られることのないようお願いいたします。 で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と

ととされています。 いときは家庭裁判所が調停、 審判により定めるこ

す。 や調停、審判を通じてその内容が具体化されるも的義務を負っているが、その義務は父母間の協議 のというふうに理解されているところでございま この意味は、親が子に対して養育費を支払う法

要ということですね。 〇白石委員 法的義務は負うけれども、 手続が 必

も、大学に進学した場合、その教育費と生活費、は入学金が加わるということになるんですけれど になりますでしょうか。 仕送り費は養育費の負担というのはどういうふう 下宿だったらその生活費に加えて授業料、あるい が一番重いんですね、親としての負担は。それは、 業して高等教育、主に大学に進学しますと、ここ その前提の上で、 その養育する子供が高校を卒

達しているということになりますが、子が成年年年齢の引下げに伴って大学進学する頃には成人に るというふうに考えられます。 親は引き続き養育費の支払い義務を負うこととな することができない場合は、子を監護していない 八歳の成年に達した後であっても、経済的に自立 養義務がなくなるわけではございません。子が十 齢に達したことによって当然に親の子に対する扶 〇金子政府参考人 大学の進学というのは、成 年

進学するなどして経済的に自立していない場合に このため、具体的事案にもよりますが、一般 引き続き養育費が支払われるべきものと考え 子が成年に達した後でも、 その子が大学に 的

られるところでございます。

なんでしょうかね。 たんですけれども、 解というか、そういうふうにこの場でおっしゃっ られますと。これは根拠としては法務省さんの見 〇白石委員 養育費が支払われるべきものと考え 裁判上の判例、定着した判例

学した後は要らないと、お子さんの養育費を請求 方が定着しているものと考えております。 けれども、一般的には、先ほど述べたような考え れはそちらの合意の方が優先することになります しないということを明示的に合意でもすれば、そ 方です。ただ、両親の事情によって、もう大学進 が経済的に自立するまでというのは定着した考え 〇金子政府参考人 一般的に、親の扶養義務は子

か。確認です。 認められる、こういうことでよろしいんでしょう て、協議が調わなければ、裁判上の請求をすれば れは先ほどおっしゃった、まず相談、協議を求め 学に進学するまでの養育は考えていなくても、こ 要性があると。であるならば、今の養育費には大 応成年にはなる、来月四月から。でも、養育の必 〇白石委員 大学生になるのは大体十八歳で、一

められるというのが一般的な考え方かと思います。 していないというような状況であれば、一方が払 も、実際、大学に進学されて、なお経済的に自立 〇金子政府参考人 これも事情によりますけれど わないと言っても、裁判所に申し立てられれば認 分かりました。

なというふうに思うんですね。こうやって私のと このことを意外と知られていないんじゃないか

- 1 -

а

 \mathcal{O}

ころに相談に来た人はそこまで含まれて

そこで、政務官、お伺いします。

情報提供はしっかりとしておくべきだと思うんで やんと請求できるし、認められるんですよという ときまでも取決めはしてくださいね、そこまでち 全て予測はできないんだけれども、大学に行った こまでカバーされるのか。将来のことですから、離婚のときに、こういった養育費というのはど すけれども、いかがでしょうか。 はど

事務方から御説明します。 〇金子政府参考人

具体的な取組につきま いして、

年年齢の引下げ等の関係もございましたので、こ いて指摘を受けてまいりました。 れまでも国会等において、周知広報の重要性に 御指摘の養育費の問題につきましては、 特に成

ている養育費及び面会交流に関するパンフレット についても養育費の取組の有無を尋ねるような記 離婚届の標準様式を改定しまして、未成年の子に 同様の趣旨の解説をしたりしております。 において離婚届の用紙とともに配付していただい ブページを公開したり、あるいは、 を負うということが分かるような、解説するウェ 年年齢の引下げに関する周知広報の一環としまし ついてだけではなく、 このようなことを受けまして、法務省では、成 経済的に自立するまでは養育費を支払う義務 養育費に関する周知用の動画におきましても、 経済的に自立していない子 周知広報に取り組んできた 自治体窓口等 また、

> いと考えております。報の在り方については の在り方については検討し、 のように、 今後も、 推進してまいり 効果的な周知 た 広

ですけれども。 〇白石委員 これは政務三役とお願 いして V たん

というところを、当てはまったら丸してください立していない子(未成年の子に限られません)」 な問題に後々なるものですから、大学生になったなり離婚のときに決めるべきことで金額的に大き もっと強調すべきだと思うんですけれども、いか ときの養育費、仕送り費、そして教育費、ここを いるんですけれども、もっとここは強調して、か 番目のところにそういったことが書かれたりして と離婚届にあったり、あるいはパンフレットの六 確かに、よく小さい字を見ると、 経済的に自

○加田大臣政務官 白石委員からの御指摘のとお加田法務大臣政務官、何かありますでしょうか。○義家委員長 質問は政務に対してですけれども、 〇金子政府参考人 これまでも周がでしょうか。 っとその辺の工夫を考えていきたいと思います。いますので、その点も踏まえて、今後とも、ちょ いうものを、確かに心細いところもありますし、 報自体、 らない、そしてまた分かりにくい、そしてまた情 り、いろいろ、この問題につきまして、よく分か 御存じでない方が多いというような御指摘がござ めてまいりましたが、委員御指摘のとおり、なお か、そしてその方たちがどのようにして不安と そしてまずこれからの養育、 本当に必要となっている方に届いている 知、広報には 努 題

> があると思います。 もそうですし、 な問 題 にもかなりダメージ

りやすく、そしてまたそれについていろいろ、Q 思っております。 と広報啓発、そういうものにも努めていきたい Rコードとか、そういう周知、広報は努めている できるように、そしてまた形式というものを分か んですけれども、 そうした意味について、 それに届くような形でしっかり L っかりと不安を払

ろな声をしっかりと聞いていきまして、またニー て、書類というのはなかなか、書く方、出す方と いうのは大変な負担がかかると思います。いろい そしてまた、いろいろな様式の部分につきまし

2 とはおかしいんじゃないかということです。

というのは大体どれぐらいかというと、会社勤め それで児童扶養手当をもらえないということにな 円のシングルマザーで二人の子供を育てていて、 面で一か月二十五万円なんですね。月給二十五万 いて、シングルのお母さんがいる。四百十二万円 二人の子供がいる場合、一部も支給が認められな というふうなところを見ましたところ、例えば、 っているわけです。 い収入の金額が四百十二万円ですね。子供が二人 賞与が春夏、二か月、二か月あった場合、 額

もってチェックされているんでしょうか。 ス、金額の合理性というのは、定期的に物差しで そこで、質問です。この所得制 限のマトリック

〇岸本政府参考人 お答えいたします。

いるところでございます。 を図る観点から、所得に応じた支給制限を設けて 生活状況や支援の必要度に応じて給付の重点化児童扶養手当制度におきましては、一人親世帯

範囲を定めております。 準などから、経済的な支援が必要な一人親世帯の ざいますので、生別母子世帯における母の所得水 的が離婚等による稼得能力の低下を補うものでご この所得制限限度額でございますが、制 度の目

限限度額の引上げを行ったところでございまして、 を踏まえまして、平成三十年に全部支給の所得制 この所得制限限度額につきましては、こ 一人親世帯の所得状況に関する調査結果など 必要に応じて見直しの検討を行ってま これまで

近では平成三十

とか、そういった物差しでもって客観的に、トリいは一人親世帯の平均的な所得水準の統計である でしょうか。いかがでしょう。 ガーを備えて、それでもって見直しされているん ないにしても、例えば消費者物価指数だとかある 例えば三年なり五年なり。 でも、私の質問は、 定期的に見直していますか あるいは、定期的じゃ

〇岸本政府参考人 お答えいたします。

うものでございます。 直しの仕組みというのを制度化されてはございま計算のような、例えばですけれども、定期的な見 ろ見ながら、必要に応じて検討を行っているとい せんで、各種データを厚生労働省においていろい どの調査結果を見ておりますが、いわゆる財政再 ては、先ほど申し上げた一人親世帯の所得状況 児童扶養手当制度の所得制限限度額につきま な Ī

どうしても見てしまうのは共稼ぎであっても、 でしょうか。いかがでしょうか。 というような仕組みづくりを検討してくれませ れていないかというところなんですけれども。 ングルマザーが不当にここの所得制限で足切りさ かの一人親世帯だけじゃなくて、 社会状況が変わって、例えば物価であるとか、ほ 見直してください。社会状況は変わりますから。 **〇白石委員** 提案します。是非、これは定期的に ここは、厚労省としても、 定期的に見直しする 比較すべきは、 シ

得制限限度額の見直しにつきましては、 お答えいたします。

先ほ

変化に対応するといったことはしっかりやってま とを制度化するかどうかはともかく、必要な状況 すが、御指摘のように、定期的に見直すというこ ど申し上げましたような、 いりたいと考えております。 れども、一人親の所得状況などを随時見ておりま 繰り返して恐縮ですけ

〇白石委員 随時ということなんですけれども、

3

質問です。 離婚分割の年間の件数と

〇宮本政府参考人 お答えいたします。 うのはどれぐらいあるんでしょうか。

単生労働省年金局でまとめております厚生年金単近する。単位の中の方一部の中の方一部の方<li

実態ということが確認できたと思います。
書はそれをしないでいる。もちろん、女性が共稼
おども、あるいは、自営業で二人とも国民年金だった、これもあり得るかもしれませんけれども、
った、これもあり得るかもしれませんけれども、
った、これもあり得るかもしれませんけれども、
った、これもあり得るかもしれませんけれども、
でも、かなりの、この二十万件の中で、分割の条件に当てはまりながら分割していないというのが
書はそれをしないでいる。

にどのように伝えていますでしょうか。部分の分割ができるんですよということを当事者そこで、質問です。離婚時に、厚生年金、二階

〇深澤大臣政務官 お答えいたします。

レットの配布をしております。 戸籍担当窓口において、制度周知のためのリーフの協力を得て、離婚届の受付先である市区町村のておりますほか、令和二年の二月からは、法務省口や日本年金機構のホームページにおいて周知しうことでございますが、従前から年金事務所の窓離婚時の分割をどのように通知しているかとい離婚時の分割をどのように通知しているかとい

以上です。

すけれども、ここで提案です。を渡しているということじゃないかなと思うんでことなんですが、リーフレット、こういったもの〇白石委員 ホームページとリーフレットという

先ほど答弁させていただいたことに加えまして、 大はいま委員から御指摘のとおり、御指摘の分割 にだいま委員から御指摘のとおり、御指摘の分割 をだいま委員から御指摘のとおり、御指摘の分割 をだいま委員から御指摘のとおり、御指摘の分割

・ ただきたい。前向きの答弁と受け止めさせていら石委員 法務省と相談しながら検討を進めて

VO

以上です。

ただきます。

よろしくお願いします。とれがその書類の中に、このパンフレットだけにれが、自分の生活、老後の生活までもかなり違ったとのは女性ですけれども、子供の養育だけではな思うんです。そうすると、行く行く、主に心配すじゃなくて、差し込まれているだけで相当違うとこれがその書類の中に、このパンフレットだけ

ないかなと思うんです。の離婚分割制度というのは義務化することはできの離婚分割制度というのは義務化することはでき

〇宮本政府参考人 お答え申し上げます。

記録を分割できるという制度でございます。求により、婚姻期間に係る厚生年金保険料の納付つきましては、離婚した元三号被保険者からの請離婚時の年金分割につきましては、三号分割に

差押えが禁じられている等、非常に権利性が強い続や譲渡の対象にならない一身専属権であって、「この分割請求につきましては、年金受給権が相」

大学まで上げる場合もせめてひとり親支援並みを! 衆議院文部科学委員会議事速報 (未定稿) **4 祖父母が孫を育て、** 令和4年3月30日

当事者の請求なく自動的に分割されるような制度 ことが適当である場合があることということから、 種多様な事情があって、離婚時において年金以外 るということ、また、離婚の当事者それぞれに多 者の一方の年金を減少させることになる制度であ ものである。その一身専属権の例外として、 であるというのは適当でないと考えております。 の財産分与の状況などの諸事情も併せて考慮する

ということでお願いします。 ことであれば、先ほど深澤政務官がおっしゃられ 〇白石委員 一足飛びにそこまでいかないという た周知をもっと積極的にプッシュ型でやっていく

次の質問です。

ると思うんですね。そういう方からの御相談なん いうことです。その祖父母が児童扶養手当を申請 ですけれども、祖父母だから年金受給していると 祖父母が孫を大学まで上げる、こういう場合もあ んでしたということなんです。 したら、公的年金をもらっているのでもらえませ シングルマザーからちょっと離れまして、じゃ、

〇岸本政府参考人 お答えいたします。 いたら児童扶養手当はもらえないんでしょうか。 児童扶養手当というのは、公的年金をもらって

の程度が比例的に加重されるものではないことか 要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下 基本的には、稼得能力の低下に対する所得保障と る観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を いう同一の性格を有しており、稼得能力の低下の 児童扶養手当と公的年金の関係でございますが、 同一の人物に対する重複した所得保障を避け

> ないものでございます。 下回る場合以外には併給することは認めら れてい

れているものでございます。 養手当分は支給するというふうな制度改正がなさ 扶養手当額を下回る場合には、その差額の児童扶 二十六年の制度改正によりまして、年金額が児童 扶養手当は支給されなかったものでございますが、 度改正以前は、年金を受給している場合には児童 なお、今申し上げましたが、平成二十六年の 制

う非常に厳しいわけですね。高校まででも本当に 厳しいと思います。 大学まで場合によっては上げないといけない、も の生活をするということに加えて、孫の世話をし、 祖父母は、普通でいったら、年金だけで自分たち えるということなんですけれども、でも、やはり、 養手当、どちらか金額の大きい方に合わせてもら 〇白石委員 公的年金をもらっていても、 児童扶

併給調整というのであれば、どちらか金額の大き併給調整というのを見直していただけたらなと。 もあると思うんです。 能ですというふうに併給調整をなくすという方法 ください、その上で児童扶養手当は受給しても可 整にするか、それとも、もう公的年金はもらって ませんけれども、足し上げるというふうな併給調 し上げる、足し算として、まあ二分の一かもしれ い方じゃなくて、一方をベースとして、それに足 そこで、政務官、提案なんですけれども、この

しょうか。 その二つ、どちらか検討していただけませんで

〇深澤大臣政務官 児童扶養手当と公的年金につ

> き推進してまいりたいと思っております。 支援も含めた一人親等への総合的な支援を引き続 きしっかりと取り組むとともに、就労支援や生活 童扶養手当の支給が適切になされるよう、引き続 認めることとするのは難しいと考えております。 を有していること等を踏まえまして、受給者の年 得能力の低下に対する所得保障という同一の性格 きましては、先ほど御答弁のとおり、いずれも稼 な支援を必要とする一人親世帯や養育者の方に児 金額が児童扶養手当額を下回る場合以外で併給を いずれにしても、厚労省としては、真に経済的

整を考えていただきたいと思います。 併給調整を撤廃、あるいは足し算としての併給調 O白石委員 引き続き、検討課題として、ここの 以上です。

私のところに訴えてきています。 返済は、通常ならば十五年以内というものが、七 込者として、保護者ですから申込みをした場合、 ですけれども、そこで申込みをする。祖父母 ンというのは日本公庫さんがやっている国の制度 資ローンというのを利用するわけです。学資ロー るわけですね。お孫さんが大学に行く場合は、 十歳以上の方は五年以内と言われたというふうに そして、今の制度を前提にしたら、借入れに が申 学 な

題だと思うんですけれども、今、 について特に短期でやるということは、これは問 お孫さんの学資ローンを借りるときには返済期間 いう画一的な、一律のルールでもって、 審査があるのは仕方がないですけれども、 になっていますでしょうか。 どういう運営状 祖父母が

全 三と育ての且なみなごう高冷音で 〇窪田政府参考人 お答えいたしませ

しないというふうに承知しております。とないというふうに承知しております。が、融資申込者が祖父母である場合など高齢者のが、融資申込者が祖父母である場合など高齢者のが、融資申込者が祖父母である場合など高齢者のが、社会な事の方にも確認させていただきましたが、からない。その融資対応について一律の取決込者の場合に、その融資対応について一律の取決込者の場合に、その融資対応について一律の取決込者の場合に、その融資対応について一律の取決込者の場合に、

承知しております。
な限り追求した上で融資判断を行っているものと審査基準によることなく、その返済可能性を可能 事本公庫では、融資審査においては、画一的な

スですよね。できるだけ寄り添って。学資ローンを借りるという、本当に気の毒なケーって、国の機関ですから。特に、祖父母が子供のということなんですけれども、できるだけ寄り添ということなんですけれども、できるだけ寄り添

よという対応になっている。いんですけれども、少なくともお貸出しはしますいんですけれども、少なくともお貸出しはしますもと、をかと勉強していたら、返済期間二十年でお貸出を整って、低所得であって、留年とかしない、ちる対応になっていると思います。それは、書類さる対応になっていると思います。それは、書類さる対応になっていると思います。それは、書類さる対応になっている。

さい。
ていただきたいんですけれども、確認させてくだ支援機構の奨学金に近い形の寄り添った対応をし支援機構の奨学金に近い形の寄り添った対応をし

〇窪田政府参考人 財務省といたしましては、日

してまいりたいと思います。場に立って柔軟な対応に引き続き努めるように促場に立って柔軟な対応に引き続き努めるように促融資判断を行うことがないよう、融資申込者の立すので、日本公庫に対しては、機械的、硬直的な均等に貢献することが重要であると考えておりま少を通じて家庭の経済的負担の軽減と教育の機会本公庫が、民間金融機関を補完しつつ、教育ロー

〇白石委員 そのようによろしくお願いします。 〇白石委員 そのようによろしくお願いします。 〇白石委員 そのようによろしくお願いします。 〇白石委員 そのようによろしくお願いします。 〇白石委員 そのようによろしくお願いします。 〇白石委員 そのようによろしくお願いします。 〇白石委員 そのようによろしくお願いします。

とします。

| おがあればお聞かせください。これを最後の質問して、文科省、文科大臣として、感

〇末松国務大臣 白石先生にお答え申し上げます。 のは、これは文科省の強い願いでございます。 でからに、文科省は、先生御承知のとおり、 では、これは文科省の強い願いでございます。 がっと話を聞いておりまして、経済的に困難な がっと話を聞いておりまして、経済的に困難な

だいます。人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の

っています。
っています。
こうした中で、低所得者世帯の大学進学率が上こうした中で、低所得者世帯の大学進学率が上の支援が、必要な学生やその保護者に必要な情どの支援が、必要な学生やその保護者に必要な情どの支援が、必要な学生やその保護者に必要な情との支援が、必要な学生やその保護者に必要な情との支援が、必要な学生やその保護者に必要な情に見きない。

ます。
は付型の奨学金ですけれども、五十一万人分をます。

いて、施策に反映していきたいとは思っておりいずれにしましても、先生の御意見をよく頭に

〇白石委員 大臣、ありがとうございます。制度

終わります。 よろしくお願いします。 の充実とそれの周知と、両輪として、これからも

a